

## 令和7年度うるま市資格試験等受験料支援事業実施要領

### 1.事業名

令和7年度うるま市資格試験等受験料支援事業

### 2.事業期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

### 3.事業目的

本市では、市民所得が市町村で最下位という現状があり、令和2年度の国勢調査によると本市の完全失業率は6.0%で更に15歳から19歳までの失業率は11.5%、20歳から24歳までの失業率は9.0%と深刻な状況である。このような中で、大学等に通う学生又は生徒及び15歳から30歳までの者（以下「若者等」という。）の資格試験等の受験に要する費用について支援することで能力の向上を図り、就業機会の拡大に資することを目的とする。

### 4.予算額

2,500,000円以内とする。

### 5.本要領の位置づけ

本要領は、うるま市資格試験等受験料支援事業交付要綱（令和6年3月19日うるま市告示第54号）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

### 6.支援金対象要件

支援金の交付対象者は、次の①又は②に該当する者かつ③及び④いずれにも該当する者とする。

① 義務教育を除く15歳から30歳までの者。ただし、30歳の者については、受験日を基準とし、申請に係る資格試験等を受験した時点において30歳以下の者とする。

② 申請に係る資格試験等を受験した時点において、高等学校、中等教育学校（後期課程に限る）大学（大学院及び短期大学を含む）高等専門学校、専修学校その他これらに類する学校に通う学生等（30歳以上含

む)。

- ③ 申請に係る資格試験等を受験した時点において市の住民基本台帳に登録されている者。
- ④ 市税の滞納がない者（本人）。

## 7. 支援金対象となる資格試験等

別表 1 の支援金対象資格試験等一覧表に定めるものとする。

ただし、記載されていない国家資格試験等に関しては、その都度確認するものとする。

## 8. 支援金の額

支援金の額は、支援金対象資格試験等に係る受験料とする。

※他の制度等により既に支援金を受け、又は支援金を受ける見込みがある支援金対象試験等に係る受験料については、支援金対象経費としない。

## 9. 申請条件

- ① 同一資格試験の申請は、1 年度につき 1 回までとする。
- ② 異なる資格試験については、複数回申請できる。なお、資格試験に 1 級、2 級等の区分があるときは、当該区分ごとに同一の資格試験とする。
- ③ 同一資格試験の申請は、最初の支援金の交付日に属する年度から起算して 5 年度の間で 3 回を限度とする。
- ④ 国、県等からの支援金を受けないこと。

## 10. 交付の申請等

支援金の交付を受けようとする者は、支援金対象資格試験等の合格発表の日以後 90 日以内までに資格試験等受験料支援金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- ① 受験した支援金対象資格試験等に係る受験票の写し（試験日が確認できる書類）
- ② 受験した支援金対象資格試験等の受験料の額が確認できる書類の写し（領収書等）
- ③ 受験した支援金対象資格試験等の結果が分かる書類の写し（合格通知書

等)

- ④ 高等学校や大学等に在学していることを証する書類（学生証等の写し）  
※大学等に所属していない場合は、本人の身分を証する書類（免許証等の写し）
- ⑤ 債権者登録申請書

#### 11. 交付の決定

支援金交付の決定は、資格試験等受験料支援金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

#### 12. 支援金の交付

支援金の交付を決定したときは、当該決定を受けた者の指定する金融機関の口座に支援金を振り込むものとする。

#### 13. 交付決定の取り消し

市長は、偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者がいると認めるときは、当該支援金の交付の決定を取り消し、その旨をうるま市資格試験等受験料支援金取消通知書（様式第3号）により対象者に通知するものとする。

#### 14. 支援金の返還

市長は、支援金の交付決定を取り消したときは、資格取得試験等受験料支援金返還通知書（様式第4号）により期限を定めて、当該支援金の返還を命ずることができる。

別表1 支援金対象資格試験等一覧表

No.	資格名称	No.	資格名称
1	看護師	38	弁理士
2	保健師	39	税理士
3	助産師	40	公認会計士
4	医師	41	社会保険労務士
5	歯科医師	42	不動産鑑定士

6	診療放射線技師	43	土地家屋調査士
7	臨床検査技師	44	マンション管理士
8	作業療法士	45	気象予報士
9	理学療法士	46	建築士（1級、2級、木造）
10	視能訓練士	47	技術士（各部門）
11	言語聴覚士	48	計量士（一般、騒音・振動、濃度）
12	臨床工学技士	49	作業環境測定士（第一種、第二種）
13	義肢装具士	50	電気工事士（第一種、第二種）
14	歯科衛生士	51	電気主任技術者（第一種、第二種、第三種）
15	救急救命士	52	電気通信主任技術者
16	あん摩マッサージ指圧師	53	工事担任者（電気通信）
17	はり師	54	無線従事者（総合）
18	きゅう師	55	無線従事者（海上）
19	柔道整復師	56	無線従事者（航空）
20	薬剤師	57	無線従事者（陸上）
21	社会福祉士	58	無線従事者（アマチュア）
22	介護福祉士	59	危険物取扱者（甲種、乙種、丙種）
23	精神保健福祉士	60	技能士（各種）
24	管理栄養士	61	浄化槽管理士
25	専門調理師	62	管理業務主任者
26	保育士	63	土地区画整理士（換地も可）
27	美容師	64	運行管理者（貨物、旅客）
28	理容師	65	情報処理技術者
29	獣医師	66	労働安全コンサルタント（衛生も可）
30	手話通訳士	67	中小企業診断士
31	通訳案内士	68	エネルギー管理士
32	弁護士	69	核燃料取扱主任者（第1種、第2種）
33	司法書士	70	クリーニング師
34	宅地建物取引士	71	調理師

35	総合旅行業務取扱管理者	72	准看護師
36	国内旅行業務取扱管理者	73	ファイナンシャル・プランニング技能士
37	行政書士	74	日商簿記検定

※69.70 は、沖縄県資格となります。

※その他の国家資格試験等は、その都度確認するものとする。

#### 15.問い合わせ先

〒904-2292

沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号 うるま市役所西棟1階

うるま市 経済産業部 産業政策課

TEL : 098-923-7611 e-mail : [sangyou-ka@city.uruma.lg.jp](mailto:sangyou-ka@city.uruma.lg.jp)